

定時株主総会前後の役員等の構成の変化などに関するアンケート集計結果
—第 9 回 インターネット・アンケート《監査役設置会社版》—

社団法人日本監査役協会は、平成 20 年 7 月 24 日から 8 月 13 日にかけて、インターネットを利用し、監査役設置会社の会員 5,994 社を対象としたアンケート調査を実施した。有効回答数 3,177 社（うち上場会社 1,765 社）、回答率 53.0%。

本調査は、①定時株主総会（3 月決算会社の場合、平成 20 年 6 月に開催された定時株主総会）前後の役員等の構成、②事業報告における開示内容、③決算短信・有価証券報告書の監査状況等について調べるものである。

総括

1. 取締役会のスリム化傾向止まる

- ・ 昨年（平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査）までは取締役の総数の減少傾向が続いていたが、平均 8.24 人（昨年 8.23 人）となり、昨年とほぼ変わらなかった。また、取締役の総数が 10 人以下の会社についても 79.4%となり、昨年（79.2%）とほぼ変わらなかった。取締役会のスリム化傾向が止まり、取締役会の規模については、一定の規模に落ち着いてきたことがうかがえる。（問 1-4）
- ・ 社外取締役の経歴については、「親会社の役職員」（34.7%）と「大株主の役職員」（28.6%）がやや減少したものの、合わせて 63.3%と多数を占め、「独立性」に疑義が残る。（問 1-5）
- ・ 執行役員制度を採用している会社は全体の 52.3%（昨年比 2.1 ポイント増）となり、増加傾向が続いている。執行と監督の分離によりガバナンス体制の強化に努めていることがうかがえる。（問 1-6）
- ・ 内部監査部門等のスタッフがいる会社は昨年に比べ 2.7 ポイント増の 87.6%となり引き続き増加傾向にある。特に大会社では 90%を超えた。また、専属・兼務を合わせた平均が 5.57 人（昨年 5.04 人）となり、特に大会社及び上場会社では 6 人を超えるなど（それぞれ 6.02 人、6.03 人）、引き続き増加傾向にある。（問 1-8）

2. 監査役総数のうち、68.3%を社外監査役が占めている

- ・ 監査役のうち社外監査役が 68.3%を占め、昨年とほぼ変わらなかった。（問 1-1）
- ・ 監査役総数（全体で 3.38 人）及びその構成（常勤・非常勤の比率、社内・社外の比率）とも、全体として大きな変化は見られない。（問 1-1）
- ・ 社外監査役の経歴については、「親会社の役職員」（23.3%）、「大株主の役職員」（11.4%）とともに社外取締役より大幅に少なく、「独立性」がより厳格に判断されている。（問 1-2）

3. 監査役を選任等について意見を述べた会社は 3.7%

- ・ 監査役を選任等についての意見を事業報告に記載した会社は 2.8%あった。また、監査役を選任等についての意見を株主総会で述べた会社は 1.9%あった。（問 3-1）
- ・ 3.7%の会社が、監査役を選任等についての意見を事業報告に記載又は株主総会で述べている。（問 3-1）

- ・ 任期途中で辞任した監査役がいた会社のうち、辞任の理由を事業報告に記載又は株主総会で陳述した会社は 17.3%にとどまっている。(問 3-3)

4. 内部統制システムに係る取締役会決議を見直した会社は 51.4%

- ・ 直近の定時株主総会までの 1 年間において、内部統制システムに係る取締役会決議を見直した会社は 51.4%あった。(問 7-1)
- ・ 見直した項目は「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」が最も多く、46.5%と約半数に上った。また、「財務報告の適正性を確保するための体制」について見直した会社が 35.8%あった。(問 7-2)

5. 会社の支配に関する基本方針を定めている会社は 20.4%

- ・ 「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下、「基本方針」という)を定めている会社は全体の 20.4%あり、上場会社では 28.7%あった。(問 8-1)
- ・ 基本方針を定めている会社のうち、買収防衛策の導入又は発動・不発動の判断をするための取締役会の諮問機関として、経営陣から独立した第三者による委員会(以下、「独立委員会」という)を設置している会社は 47.0%であり、約半数に上った。なお、独立委員会の設置状況は、会社規模、上場の有無で大きく異なっており、大会社及び上場会社では半数以上(それぞれ 50.1%、60.3%)が独立委員会を設置している一方、大会社以外では 1 社のみが設置し、非上場会社ではすべての会社が設置していない。(問 8-2)
- ・ 独立委員会を設置している会社のうち、監査役が独立委員会のメンバーになっている会社は 78.4%に上った。(問 8-3)

6. 株主総会で監査役が口頭報告を行った会社は 81.6%

- ・ 株主総会に提出しようとする議案及び書類等についての調査結果や監査役の監査結果について、監査役から口頭報告を行った会社は 81.6%に上った。法律上、監査役の監査結果について常に株主総会で口頭報告することは求められていないが、大多数の会社では監査役の監査結果について株主総会で口頭報告する実務が定着していることがうかがえる。(問 13-1、13-2)

調査概要

対 象 当協会会員(法人及び個人)のうち監査役設置会社(5,994 社)

方 法 インターネットを利用し、当協会ホームページより回答

期 間 平成 20 年 7 月 24 日から 8 月 13 日(21 日間)

回答数 有効回答数 3,177 社(回答率 53.0%)

会社法上の会社規模別		上場別(上場 1,765 社、非上場 1,412 社)		決算期別	
大会社	2,680 社	東証一部上場	1,005 社	3 月決算	2,482 社
大会社以外	483 社	東証二部上場	220 社	12 月決算	249 社
その他	14 社	その他上場	540 社	2 月決算	146 社
		非上場	1,412 社	その他	300 社

(注)「会社法上の会社規模別」区分における「その他」には、独立行政法人、相互会社などが含まれる。以下の集計では、これら 14 社について「上場・非上場」区分には含めているが、会社法上の「大会社・大会社以外」の区分には含めていないため、全体の回答数と「大会社・大会社以外」の合計値が一致していない。

調査結果

特にことわりのない限り、直近の定時株主総会（6月総会会社の方は、平成20年6月に開催した定時株主総会）前後の状況についてご回答いただいた。

問1 役員等の構成

問1-1 監査役数

（カッコ内は平成19年12月実施の第8回調査結果）

	総会前					総会后				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
監査役総数(人)	3.37 (3.34)	3.58 (3.58)	2.19 (2.12)	3.76 (3.77)	2.88 (2.83)	3.38 (3.36)	3.58 (3.59)	2.27 (2.21)	3.77 (3.79)	2.89 (2.85)
うち、常勤社内(人)	0.95 (0.94)	1.03 (1.02)	0.53 (0.54)	1.15 (1.16)	0.71 (0.68)	0.95 (0.95)	1.02 (1.03)	0.55 (0.57)	1.14 (1.16)	0.71 (0.70)
うち、常勤社外(人)	0.43 (0.42)	0.43 (0.42)	0.45 (0.42)	0.40 (0.39)	0.47 (0.46)	0.44 (0.43)	0.43 (0.42)	0.46 (0.47)	0.41 (0.39)	0.47 (0.48)
うち、非常勤社内(人)	0.12 (0.12)	0.12 (0.13)	0.11 (0.10)	0.14 (0.16)	0.10 (0.09)	0.12 (0.12)	0.12 (0.12)	0.11 (0.10)	0.13 (0.15)	0.11 (0.09)
うち、非常勤社外(人)	1.87 (1.85)	2.00 (2.01)	1.10 (1.06)	2.08 (2.07)	1.60 (1.60)	1.87 (1.86)	2.00 (2.02)	1.15 (1.08)	2.09 (2.10)	1.60 (1.59)
社外計(人)	2.30 (2.27)	2.43 (2.44)	1.55 (1.48)	2.48 (2.46)	2.07 (2.06)	2.31 (2.29)	2.43 (2.45)	1.61 (1.54)	2.50 (2.49)	2.07 (2.06)
社外構成比(%)	68.2 (68.2)	67.9 (68.0)	70.8 (70.0)	65.8 (65.2)	72.0 (72.8)	68.3 (68.3)	68.1 (68.1)	71.0 (69.9)	66.3 (65.6)	71.6 (72.4)

- ・ 社外監査役の構成比は68.3%（昨年68.3%、総会前68.2%）であり、監査役の3人に2人が社外となっている。
- ・ 監査役総数（全体で3.38人）及びその構成（常勤・非常勤の比率、社内・社外の比率）とも、全体として大きな変化は見られない。

問 1-2 社外監査役の前職又は現職（社外監査役 1 人につき、主要なもの 1 つを選択）

（カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果）

	総会前					総会后				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
1.親会社の役職員（%）	23.4 (23.5)	23.3 (23.3)	24.8 (25.3)	9.4 (9.9)	44.3 (42.4)	23.3 (23.2)	23.2 (23.2)	24.7 (23.8)	9.2 (9.7)	44.6 (42.1)
2.大株主の役職員（%）	11.6 (12.6)	12.3 (13.3)	5.6 (7.6)	11.8 (12.6)	11.4 (12.7)	11.4 (12.2)	12.2 (12.9)	5.4 (6.9)	11.6 (12.3)	11.1 (12.1)
3.取引銀行の役職員（%）	8.1 (7.8)	8.5 (8.4)	4.8 (3.7)	10.8 (10.5)	4.0 (4.2)	7.9 (7.8)	8.2 (8.3)	5.1 (4.0)	10.4 (10.3)	4.0 (4.2)
4.取引先の役職員（%）	5.9 (6.0)	6.1 (6.2)	3.7 (3.9)	6.7 (6.8)	4.7 (4.7)	5.5 (5.8)	5.7 (6.0)	3.6 (3.8)	6.5 (6.6)	4.2 (4.6)
5.会社と無関係な会社の役職員（%）	14.0 (13.9)	12.7 (12.6)	26.4 (23.9)	15.8 (15.4)	11.4 (11.8)	14.0 (14.2)	12.7 (12.8)	25.9 (25.5)	15.7 (15.4)	11.4 (12.5)
6.公認会計士又は税理士（%）	12.4 (11.8)	12.0 (11.5)	16.5 (14.9)	15.7 (14.9)	7.5 (7.5)	12.7 (12.3)	12.2 (11.9)	16.4 (15.8)	15.9 (15.4)	7.8 (7.9)
7.弁護士（%）	13.9 (13.0)	14.6 (13.7)	7.3 (7.6)	18.6 (17.5)	6.8 (6.7)	14.7 (13.5)	15.5 (14.2)	7.9 (7.9)	19.7 (18.2)	7.1 (6.9)
8.大学教授（%）	1.8 (1.9)	1.9 (2.0)	1.1 (0.9)	2.5 (2.6)	0.8 (0.9)	1.9 (2.0)	1.9 (2.1)	1.2 (0.8)	2.5 (2.8)	0.8 (0.8)
9.官公庁（%）	1.6 (1.8)	1.8 (1.9)	0.7 (0.9)	1.9 (2.1)	1.2 (1.3)	1.6 (1.8)	1.7 (1.8)	0.6 (1.0)	1.8 (2.1)	1.2 (1.3)
10.その他（%）	7.2 (7.7)	6.8 (7.2)	9.1 (11.2)	6.7 (7.6)	7.8 (7.8)	7.0 (7.4)	6.7 (6.8)	9.1 (10.4)	6.5 (7.3)	7.7 (7.5)
合計（人）	7,298 (6,850)	6,519 (6,083)	750 (750)	4,373 (3,983)	2,925 (2,867)	7,334 (6,904)	6,525 (6,105)	780 (780)	4,413 (4,028)	2,921 (2,876)

- ・ 社外監査役の経歴については、「親会社の役職員」（23.3%）、「大株主の役職員」（11.4%）とともに社外取締役より大幅に少なく、「独立性」がより厳格に判断されている。

問 1-3 社内監査役の経歴（社内監査役 1 人につき、主要なもの 1 つを選択）

（カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果）

	総会前					総会后				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
1.会長・副会長(%)	0.2 (0.2)	0.2 (0.2)	0.3 (0.3)	0.1 (0.1)	0.3 (0.4)	0.2 (0.2)	0.2 (0.2)	0.3 (0.3)	0.1 (0.1)	0.3 (0.4)
2.社長(%)	0.5 (0.6)	0.3 (0.5)	2.3 (2.2)	0.1 (0.4)	1.1 (1.1)	0.5 (0.7)	0.3 (0.5)	2.8 (2.1)	0.1 (0.3)	1.3 (1.5)
3.副社長(%)	1.7 (1.8)	1.9 (1.9)	0.6 (0.9)	1.9 (2.0)	1.5 (1.3)	1.7 (1.6)	1.8 (1.7)	0.9 (0.9)	2.0 (1.8)	1.2 (1.1)
4.専務・常務(%)	16.8 (17.8)	17.2 (18.1)	13.9 (15.2)	17.2 (18.2)	16.2 (16.9)	16.5 (17.4)	16.8 (17.8)	14.2 (14.3)	16.6 (17.6)	16.3 (17.0)
5.取締役(%)	21.3 (21.8)	21.6 (22.1)	19.4 (19.9)	21.6 (21.3)	20.7 (23.0)	20.2 (21.0)	20.2 (21.2)	20.1 (19.3)	20.2 (20.6)	20.1 (21.6)
6.執行役(員)(%)	9.2 (7.7)	9.6 (8.2)	5.2 (3.7)	9.9 (8.1)	7.7 (7.0)	10.5 (9.1)	11.1 (9.6)	5.0 (4.5)	11.5 (9.6)	8.4 (8.1)
7.相談役・顧問・嘱託(%)	4.2 (3.3)	3.5 (2.6)	11.3 (9.3)	3.7 (2.9)	5.3 (3.9)	4.3 (3.9)	3.7 (3.3)	10.1 (9.2)	3.7 (3.5)	5.4 (4.7)
8.監査関係部長等(%)	7.3 (6.0)	7.7 (6.3)	3.5 (3.1)	8.1 (6.8)	5.7 (4.3)	8.0 (6.7)	8.5 (7.1)	3.8 (3.3)	9.0 (7.8)	6.1 (4.6)
9.監査関係以外の部長等(%)	28.0 (30.2)	28.7 (31.5)	21.3 (18.3)	29.6 (32.3)	24.9 (26.0)	27.3 (28.1)	27.9 (29.2)	21.7 (18.2)	29.2 (30.3)	23.7 (24.0)
10.その他(%)	10.8 (10.7)	9.5 (8.8)	22.3 (27.0)	7.9 (8.0)	16.6 (16.1)	10.8 (11.4)	9.6 (9.4)	21.1 (28.0)	7.6 (8.4)	17.0 (17.0)
合計(人)	3,408 (3,192)	3,076 (2,863)	310 (322)	2,270 (2,122)	1,138 (1,070)	3,402 (3,210)	3,062 (2,866)	318 (336)	2,245 (2,112)	1,157 (1,098)

- ・ 社内監査役の経歴については、昨年から大きな変化は見られないが、執行役員制度を導入する会社が増加していることから「6.執行役(員)」が10%を超えており、引き続き増加傾向にある。（問1-6参照）

問 1-4 取締役数

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	総会前					総会後				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
取締役総数平均(人)	8.24 (8.22)	8.58 (8.63)	6.17 (6.08)	8.61 (8.65)	7.77 (7.72)	8.24 (8.23)	8.58 (8.64)	6.22 (6.17)	8.61 (8.66)	7.77 (7.74)
10 人以下 (上段:社、下段:%)	2,493 (2,360)	2,034 (1,876)	452 (479)	1,346 (1,211)	1,147 (1,149)	2,524 (2,384)	2,059 (1,900)	458 (479)	1,354 (1,230)	1,170 (1,154)
	78.5 (78.4)	75.9 (75.2)	93.6 (94.7)	76.3 (74.8)	81.2 (82.5)	79.4 (79.2)	76.8 (76.1)	94.8 (94.7)	76.7 (76.0)	82.9 (82.8)
11～15 人 (上段:社、下段:%)	546 (496)	516 (471)	27 (24)	343 (322)	203 (174)	500 (487)	477 (461)	20 (25)	323 (312)	177 (175)
	17.2 (16.5)	19.3 (18.9)	5.6 (4.7)	19.4 (19.9)	14.4 (12.5)	15.7 (16.2)	17.8 (18.5)	4.1 (4.9)	18.3 (19.3)	12.5 (12.6)
16～20 人 (上段:社、下段:%)	109 (121)	106 (117)	2 (3)	61 (67)	48 (54)	121 (108)	117 (105)	3 (2)	74 (59)	47 (49)
	3.4 (4.0)	4.0 (4.7)	0.4 (0.6)	3.5 (4.1)	3.4 (3.9)	3.8 (3.6)	4.4 (4.2)	0.6 (0.4)	4.2 (3.6)	3.3 (3.5)
21 人以上 (上段:社、下段:%)	29 (34)	24 (32)	2 (0)	15 (18)	14 (16)	32 (32)	27 (30)	2 (0)	14 (17)	18 (15)
	0.9 (1.1)	0.9 (1.3)	0.4 (0.0)	0.8 (1.1)	1.0 (1.1)	1.0 (1.1)	1.0 (1.2)	0.4 (0.0)	0.8 (1.1)	1.3 (1.1)
社外選任がある場合の会社の割合(%)	53.6 (53.9)	54.0 (54.2)	50.9 (52.2)	43.9 (42.8)	65.9 (66.8)	55.8 (56.2)	56.3 (56.6)	52.2 (54.2)	46.3 (45.9)	67.7 (68.2)
社外取締役平均(人)	2.31 (2.41)	2.33 (2.43)	2.00 (2.13)	1.80 (1.85)	2.74 (2.82)	2.30 (2.37)	2.33 (2.40)	1.93 (2.08)	1.83 (1.89)	2.70 (2.80)
合計(社)	3,177 (3,011)	2,680 (2,496)	483 (506)	1,765 (1,618)	1,412 (1,393)	3,177 (3,011)	2,680 (2,496)	483 (506)	1,765 (1,618)	1,412 (1,393)

- ・ 取締役総数は、昨年から大きな変化は見られなかった（全体 8.23 人→8.24 人、大会社 8.64 人→8.58 人、上場 8.66 人→8.61 人）。また、取締役 10 人以下の会社についても昨年から大きな変化はなく（79.2%→79.4%）、取締役会のスリム化傾向が止まった。
- ・ 社外取締役を選任している会社の割合についても大きな変化は見られない（56.2%→55.8%）。

問 1-5 社外取締役の前職又は現職

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	総会前					総会后				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
1.親会社の役職員(%)	35.6 (37.5)	34.6 (36.6)	46.2 (46.9)	17.1 (18.8)	45.6 (46.6)	34.7 (36.9)	33.6 (35.9)	46.8 (45.9)	15.0 (18.1)	46.2 (46.5)
2.大株主の役職員(%)	29.7 (31.1)	31.1 (32.4)	24.2 (26.4)	29.5 (31.9)	29.8 (30.7)	28.6 (30.0)	30.0 (31.4)	22.4 (24.8)	28.2 (29.7)	28.8 (30.1)
3.取引銀行の役職員(%)	3.0 (2.2)	3.2 (2.2)	1.8 (1.6)	3.8 (3.4)	2.5 (1.6)	2.9 (2.3)	3.2 (2.3)	1.6 (1.6)	3.8 (3.5)	2.4 (1.6)
4.取引先の役職員(%)	8.2 (8.0)	8.6 (8.2)	5.7 (7.0)	9.8 (11.3)	7.3 (6.4)	8.4 (7.4)	8.8 (7.5)	6.0 (7.2)	10.0 (10.2)	7.5 (6.0)
5.会社と無関係な会社の役職員(%)	10.5 (9.4)	10.6 (9.4)	10.6 (9.8)	21.1 (17.9)	4.8 (5.2)	11.2 (9.8)	11.1 (9.8)	12.1 (10.4)	21.9 (18.6)	5.0 (5.3)
6.公認会計士又は税理士(%)	1.2 (0.9)	1.0 (0.8)	2.9 (1.8)	2.1 (1.6)	0.8 (0.6)	1.3 (1.0)	1.1 (0.9)	2.1 (1.9)	2.3 (1.8)	0.7 (0.6)
7.弁護士(%)	2.4 (1.9)	2.5 (2.1)	1.4 (0.7)	4.6 (4.2)	1.2 (0.8)	2.7 (2.6)	2.8 (2.8)	1.6 (1.2)	5.4 (5.7)	1.2 (1.0)
8.大学教授(%)	2.5 (2.1)	2.5 (2.1)	1.4 (1.8)	5.1 (4.5)	1.1 (1.0)	2.8 (2.5)	2.8 (2.5)	1.6 (1.8)	5.7 (5.2)	1.1 (1.1)
9.官公庁(%)	1.1 (1.3)	1.1 (1.2)	0.6 (0.5)	1.4 (1.3)	1.0 (1.3)	1.3 (1.4)	1.3 (1.4)	0.6 (0.7)	1.5 (1.5)	1.1 (1.4)
10.その他(%)	5.8 (5.6)	4.9 (4.9)	5.1 (3.6)	5.6 (5.2)	5.9 (5.7)	6.1 (6.2)	5.2 (5.5)	5.1 (4.6)	6.1 (5.7)	6.0 (6.4)
合計(人)	3,941 (3,908)	3,376 (3,294)	491 (561)	1,391 (1,279)	2,550 (2,629)	4,076 (4,008)	3,517 (3,384)	487 (569)	1,496 (1,357)	2,580 (2,651)

- ・ 社外取締役の経歴については、「親会社の役職員」(34.7%)と「大株主の役職員」(28.6%)がやや減少したものの、合わせて 63.3%と多数を占め、「独立性」に疑義が残る。

問 1-6 執行役員数

※ 執行役員、監査役スタッフ（問 1-7）及び内部監査部門等のスタッフ（問 1-8）については、人事の異動時期が必ずしも株主総会前後とは限らないため、「1 年前」の状況との比較を行っている。

（カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果）

	総会前					総会后				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
執行役員制採用会社の割合 (%)	49.1 (46.1)	52.8 (50.1)	28.6 (26.5)	58.2 (55.7)	37.8 (29.2)	52.3 (50.2)	56.4 (54.4)	29.6 (29.8)	61.9 (60.6)	40.3 (38.3)
執行役員平均(人)	11.44 (11.20)	11.96 (11.83)	6.17 (5.42)	12.54 (12.66)	9.33 (10.16)	11.42 (11.29)	11.92 (11.93)	6.29 (5.68)	12.51 (12.64)	9.34 (8.80)
執行役員制採用会社のうち、取締役との兼務者がいる割合 (%)	61.8 (60.2)	63.5 (62.4)	44.2 (40.3)	63.2 (64.0)	59.0 (63.4)	61.9 (61.2)	63.5 (63.4)	45.5 (41.7)	63.1 (64.6)	59.6 (55.0)
執行役員平均(人)	14.45 (14.12)	14.84 (14.54)	8.85 (8.17)	15.55 (15.38)	12.19 (11.29)	14.36 (14.23)	14.75 (14.64)	8.69 (8.79)	15.50 (15.39)	12.05 (11.73)
兼務者の平均(人)	5.35 (5.19)	5.43 (5.32)	4.16 (3.41)	5.83 (5.66)	4.37 (4.14)	5.25 (5.28)	5.33 (5.39)	4.08 (3.84)	5.72 (5.66)	4.30 (4.46)
合計(社)	3,177 (3,011)	2,680 (2,496)	483 (506)	1,765 (1,618)	1,412 (1,393)	3,177 (3,011)	2,680 (2,496)	483 (506)	1,765 (1,618)	1,412 (1,393)

- ・ 執行役員制度を採用している会社は全体の 52.3%（昨年比 2.1 ポイント増）となり、増加傾向が続いている。執行と監督の分離によりガバナンス体制の強化に努めていることがうかがえる。

問 1-7 監査役スタッフ（監査役の補助使用人）数

（カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果）

	総会前(1 年前)					総会后				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
専属スタッフ又は兼務スタッフが「いる」会社数 (上段:社、下段:%)	1,434 (1,308)	1,323 (1,195)	102 (110)	888 (793)	546 (515)	1,495 (1,399)	1,373 (1,267)	112 (128)	925 (838)	570 (561)
スタッフ総数平均(人)	45.1 (43.4)	49.4 (47.9)	21.1 (21.7)	50.3 (49.0)	38.7 (37.0)	47.1 (46.5)	51.2 (50.8)	23.2 (25.3)	52.4 (51.8)	40.4 (40.3)
専属スタッフ平均(人)	1.82 (1.78)	1.84 (1.82)	1.50 (1.36)	1.93 (1.93)	1.64 (1.55)	1.87 (1.82)	1.90 (1.86)	1.51 (1.46)	2.02 (2.00)	1.63 (1.55)
兼務スタッフ平均(人)	0.65 (0.61)	0.68 (0.65)	0.11 (0.15)	0.79 (0.79)	0.41 (0.34)	0.66 (0.63)	0.70 (0.67)	0.13 (0.16)	0.81 (0.82)	0.42 (0.34)
専属スタッフ平均(人)	1.17 (1.17)	1.16 (1.17)	1.39 (1.21)	1.13 (1.14)	1.23 (1.21)	1.21 (1.19)	1.20 (1.18)	1.38 (1.30)	1.21 (1.18)	1.21 (1.21)
専属スタッフがいる会社数(社)	446 (372)	433 (359)	7 (12)	331 (274)	114 (98)	474 (408)	460 (394)	8 (13)	347 (297)	127 (111)
専属スタッフ平均(人)	2.07 (2.15)	2.08 (2.18)	1.57 (1.42)	2.12 (2.28)	1.95 (1.79)	2.08 (2.15)	2.08 (2.17)	1.75 (1.62)	2.16 (2.30)	1.88 (1.73)
合計(社)	3,177 (3,011)	2,680 (2,496)	483 (506)	1,765 (1,618)	1,412 (1,393)	3,177 (3,011)	2,680 (2,496)	483 (506)	1,765 (1,618)	1,412 (1,393)

- ・ 大きな変化は見られないが、監査役スタッフを設置する会社の割合は増加傾向にある（46.5%→47.1%）。

問 1-8 内部監査部門等（監査部、内部監査室など）のスタッフ数

（カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果）

	総会前(1年前)					総会后				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
専属スタッフ又は兼務スタッフが 「いる」会社数 (上段:社、下段:%)	2,668 (2,394)	2,337 (2,071)	318 (317)	1,664 (1,457)	1,004 (937)	2,784 (2,556)	2,419 (2,193)	353 (355)	1,714 (1,532)	1,070 (1,024)
	84.0 (79.5)	87.2 (83.0)	65.8 (62.6)	94.3 (90.0)	71.1 (67.3)	87.6 (84.9)	90.3 (87.9)	73.1 (70.2)	97.1 (94.7)	75.8 (73.5)
スタッフ総数平均(人)	5.02 (4.68)	5.39 (5.06)	1.91 (1.95)	5.22 (4.98)	4.67 (4.22)	5.57 (5.04)	6.02 (5.53)	2.03 (2.07)	6.03 (5.51)	4.82 (4.33)
専属スタッフ平均(人)	4.15 (3.84)	4.51 (4.23)	1.13 (1.03)	4.42 (4.21)	3.69 (3.27)	4.58 (4.13)	5.01 (4.61)	1.17 (1.15)	5.09 (4.65)	3.77 (3.36)
兼務スタッフ平均(人)	0.87 (0.84)	0.89 (0.83)	0.78 (0.92)	0.81 (0.77)	0.98 (0.94)	0.98 (0.91)	1.00 (0.91)	0.86 (0.93)	0.94 (0.86)	1.05 (0.97)
専属スタッフがいる会社数(社)	2,181 (1,880)	1,958 (1,693)	212 (182)	1,478 (1,260)	703 (620)	2,317 (2,053)	2,064 (1,822)	241 (224)	1,549 (1,346)	768 (707)
専属スタッフ平均(人)	5.07 (4.90)	5.38 (5.17)	1.69 (1.79)	4.97 (4.87)	5.27 (4.95)	5.51 (5.14)	5.88 (5.55)	1.71 (1.82)	5.63 (5.29)	5.25 (4.86)
合計(社)	3,177 (3,011)	2,680 (2,496)	483 (506)	1,765 (1,618)	1,412 (1,393)	3,177 (3,011)	2,680 (2,496)	483 (506)	1,765 (1,618)	1,412 (1,393)

- ・ 内部監査部門等のスタッフがいる会社は昨年に比べ 2.7 ポイント増の 87.6% となり引き続き増加傾向にある。特に大会社では 90% を超えた。
- ・ 専属・兼務を合わせた平均が 5.57 人（昨年 5.04 人）となり、特に大会社及び上場会社では 6 人を超えるなど（それぞれ 6.02 人、6.03 人）、引き続き増加傾向にある。

問 2 監査役の選任議案に関する同意権・提案権（会社法第 343 条）の行使状況

問 2-1 直近の定時株主総会において、監査役の選任議案がありましたか（補欠監査役の選任議案は含まず、正規の監査役の選任議案のみを指すものとします）。

（カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. あった	2,055 (2,027)	64.7 (67.3)	1,841 (1,783)	68.7 (71.4)	207 (238)	42.9 (47.0)	1,252 (1,186)	70.9 (73.3)	803 (841)	56.9 (60.4)
2. なかった	1,122 (984)	35.3 (32.7)	839 (713)	31.3 (28.6)	276 (268)	57.1 (53.0)	513 (432)	29.1 (26.7)	609 (552)	43.1 (39.6)
回答社数	3,177 (3,011)		2,680 (2,496)		483 (506)		1,765 (1,618)		1,412 (1,393)	

問 2-2 監査役候補者の選定にあたり、監査役（会）として監査役候補者の提案をされましたか（監査役候補者の選定にあたって、取締役側と事前調整を行った場合の監査役側からの提案なども含む）。（複数回答可）（問 2-1 で「1. あった」と回答した会社のみ集計）

（カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 社内監査役候補者について提案した	345 (333)	16.8 (16.4)	320 (298)	17.4 (16.7)	24 (34)	11.6 (14.3)	230 (212)	18.4 (17.9)	115 (121)	14.3 (14.4)
2. 社外監査役候補者について提案した	512 (500)	24.9 (24.7)	467 (454)	25.4 (25.5)	43 (44)	20.8 (18.5)	324 (328)	25.9 (27.7)	188 (172)	23.4 (20.5)
3. 提案はしなかった	1,373 (1,358)	66.8 (67.0)	1,223 (1,188)	66.4 (66.6)	145 (166)	70.0 (69.7)	821 (757)	65.6 (63.8)	552 (601)	68.7 (71.5)
回答社数	2,055 (2,027)		1,841 (1,783)		207 (238)		1,252 (1,186)		803 (841)	

- ・ 「3. 提案はしなかった」が 66.8%となっており、これ以外の 33.2%（昨年比 0.2 ポイント増）の会社では社内監査役・社外監査役のいずれかについて提案が行われた。

問 2-3 （正式な）監査役を選任議案が取締役側から監査役側に提示される前に、取締役側と事前調整を行いましたか。（問 2-1 で「1. あった」と回答した会社のみ集計）

（カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 行った	1,252 (1,267)	60.9 (62.5)	1,125 (1,116)	61.1 (62.6)	124 (148)	59.9 (62.2)	827 (804)	66.1 (67.8)	425 (463)	52.9 (55.1)
2. 行わなかった	803 (760)	39.1 (37.5)	716 (667)	38.9 (37.4)	83 (90)	40.1 (37.8)	425 (382)	33.9 (32.2)	378 (378)	47.1 (44.9)
回答社数	2,055 (2,027)		1,841 (1,783)		207 (238)		1,252 (1,186)		803 (841)	

- ・ 全体の 6 割超が取締役側との事前調整を行っている。

問 2-4 監査役選任議案への同意に関する監査役（会）の審議結果は、どのようなものでしたか。

（問 2-1 で「1. あった」と回答した会社のみ集計）

（カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 監査役候補者について監査役から特段の異論も表明されず、監査役（会）として候補者全員について同意した	1,974 (1,884)	96.1 (92.9)	1,797 (1,708)	97.6 (95.8)	170 (173)	82.1 (72.7)	1,231 (1,148)	98.3 (96.8)	743 (736)	92.5 (87.5)
うち、問 2-3 で「1. 行った」と回答した会社	1,221 (1,218)	59.4 (60.1)	1,109 (1,088)	60.2 (61.0)	109 (128)	52.7 (53.8)	813 (785)	64.9 (66.2)	408 (433)	50.8 (51.5)
2. 一部の監査役から特定候補者について不同意が表明されたが、監査役（会）としては候補者全員について同意した	4 (6)	0.2 (0.3)	4 (6)	0.2 (0.3)	0 (0)	0.0 (0.0)	3 (4)	0.2 (0.3)	1 (2)	0.1 (0.2)
うち、問 2-3 で「1. 行った」と回答した会社	4 (5)	0.2 (0.2)	4 (5)	0.2 (0.3)	0 (0)	0.0 (0.0)	3 (3)	0.2 (0.3)	1 (2)	0.1 (0.2)
3. 監査役（会）として候補者の一部又は全部について不同意であった	3 (4)	0.1 (0.2)	2 (3)	0.1 (0.2)	1 (1)	0.5 (0.4)	3 (3)	0.2 (0.3)	0 (1)	0.0 (0.1)
うち、問 2-3 で「1. 行った」と回答した会社	3 (4)	0.1 (0.2)	2 (3)	0.1 (0.2)	1 (1)	0.5 (0.4)	3 (3)	0.2 (0.3)	0 (1)	0.0 (0.1)
4. 監査役として特段のことはしなかった	60 (115)	2.9 (5.7)	30 (59)	1.6 (3.3)	30 (55)	14.5 (23.1)	7 (26)	0.6 (2.2)	53 (89)	6.6 (10.6)
5. その他	14 (18)	0.7 (0.9)	8 (7)	0.4 (0.4)	6 (9)	2.9 (3.8)	8 (5)	0.6 (0.4)	6 (13)	0.7 (1.5)
回答社数	2,055 (2,027)		1,841 (1,783)		207 (238)		1,252 (1,186)		803 (841)	

- ・ 昨年同様、「1. 監査役候補者について監査役から特段の異論も表明されず、監査役（会）として候補者全員について同意した」が多数となっており、全体の 96.1%を占めている。ただ、そのうち約 6 割の会社が取締役との事前調整を行っており、監査役選任について、取締役側と監査役側の意思疎通が概ね円滑に行われているようである。

問 2-5 監査役（会）の不同意の後、監査役候補者の代替者はどのように決定しましたか。（問 2-4 で「3. 監査役（会）として候補者の一部又は全部について不同意であった」と回答した会社のみ集計）

（カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 監査役側から候補者の代替案を提案した	2 (0)	66.7 (0.0)	2 (0)	100.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	2 (0)	66.7 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
2. 取締役側から候補者の代替案を提案した	1 (4)	33.3 (100.0)	0 (3)	0.0 (100.0)	1 (1)	100.0 (100.0)	1 (3)	33.3 (100.0)	0 (1)	0.0 (100.0)
回答社数	3 (4)		2 (3)		1 (1)		3 (3)		0 (1)	

- ・ 「不同意であった」とした 3 社のうち、2 社が監査役側から候補者の代替案を提案している。

問3 監査役の選任等についての意見の陳述

問3-1 法律上、監査役は、株主総会において、監査役の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べる
ことができるかとされています(会社法第345条第1項・4項、会社法施行規則第121条第6号ロ)。監査役
の選任若しくは解任又は辞任についての意見の陳述について、以下の項目のうち、当てはまるものを選
択してください。

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%								
1. 監査役の選任若しくは辞任又は解任についての意見を事業 報告に記載した	57	1.8	43	1.6	14	2.9	28	1.6	29	2.1
2. 監査役の選任若しくは辞任又は解任についての意見を株主 総会で述べた	29	0.9	19	0.7	9	1.9	4	0.2	25	1.8
3. 上記1、2とも行った	31	1.0	24	0.9	6	1.2	13	0.7	18	1.3
4. 上記1、2とも行わなかった	3,060	96.3	2,594	96.8	454	94.0	1,720	97.5	1,340	94.9
回答社数	3,177		2,680		483		1,765		1,412	

- ・ 監査役の選任等についての意見を事業報告に記載した会社(選択肢1と3の合計)は2.8%あった。また、監査役の選任
等についての意見を株主総会で述べた会社(選択肢2と3の合計)は1.9%あった。
- ・ 3.7%の会社が、監査役の選任等についての意見を事業報告に記載又は株主総会で述べている。

問3-2 前々回の定時株主総会から直近の定時株主総会までの一年間において、任期途中で辞任した監査役
はいましたか(辞任後、再選された方は除きます)。

(カッコ内は平成19年12月実施の第8回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. いた	787 (832)	24.8 (27.6)	673 (708)	25.1 (28.4)	113 (122)	23.4 (24.1)	355 (359)	20.1 (22.2)	432 (473)	30.6 (34.0)
2. いなかった	2,390 (2,179)	75.2 (72.4)	2,007 (1,788)	74.9 (71.6)	370 (384)	76.6 (75.9)	1,410 (1,259)	79.9 (77.8)	980 (920)	69.4 (66.0)
回答社数	3,177 (3,011)		2,680 (2,496)		483 (506)		1,765 (1,618)		1,412 (1,393)	

- ・ 任期途中で辞任監査役(辞任後、再選された場合を除く)がいた会社が24.8%に上った。

問3-3 任期途中で辞任した監査役の辞任の理由の開示(会社法第345条第2項・4項、会社法施行規則第
121条第6号ハ)(問3-2で「1. いた」と回答した会社のみ集計)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%								
1. 辞任の理由を事業報告に記載した	60	7.6	46	6.8	14	12.4	27	7.6	33	7.6
2. 辞任の理由を株主総会で述べた	60	7.6	47	7.0	13	11.5	12	3.4	48	11.1
3. 上記1、2とも行った	16	2.0	13	1.9	3	2.7	9	2.5	7	1.6
4. 上記1、2とも行わなかった	651	82.7	567	84.2	83	73.5	307	86.5	344	79.6
回答社数	787		673		113		355		432	

- ・ 任期途中で辞任した監査役がいた会社のうち、辞任の理由を事業報告に記載又は株主総会で陳述した会社は17.3%にとど
まっている。

問 4 監査報告の作成

問 4-1 貴社は「監査役会」設置会社ですか。

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 「監査役会」設置会社である	2,658 (2,454)	83.7 (81.5)	2,534 (2,363)	94.6 (94.7)	116 (86)	24.0 (17.0)	1,724 (1,567)	97.7 (96.8)	934 (887)	66.1 (63.7)
2. 「監査役会」設置会社ではない	519 (557)	16.3 (18.5)	146 (133)	5.4 (5.3)	367 (420)	76.0 (83.0)	41 (51)	2.3 (3.2)	478 (506)	33.9 (36.3)
回答社数	3,177 (3,011)		2,680 (2,496)		483 (506)		1,765 (1,618)		1,412 (1,393)	

- 大会社において監査役会を設置していない会社が 5.4%あり、一方、大会社以外で監査役会を設置している会社が 24.0%ある。

問 4-2 直近の定時株主総会において、「各監査役の監査報告」と「監査役会の監査報告」は、どのように作成しましたか。

(問 4-1 で「1. 「監査役会」設置会社である」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 各監査役がそれぞれ監査報告を作成し、それとは別に監査役会の監査報告を作成した	1,943 (1,718)	73.1 (70.0)	1,873 (1,672)	73.9 (70.8)	65 (43)	56.0 (50.0)	1,321 (1,160)	76.6 (74.0)	622 (558)	66.6 (62.9)
2. 各監査役の監査報告について、常勤監査役については常勤監査役で纏めて一通、非常勤監査役については非常勤監査役で纏めて一通の監査報告を作成し、それとは別に監査役会の監査報告を作成した	332 (341)	12.5 (13.9)	323 (336)	12.7 (14.2)	9 (5)	7.8 (5.8)	216 (221)	12.5 (14.1)	116 (120)	12.4 (13.5)
3. 各監査役の監査報告はすべて纏めて一通の監査報告を作成し、それとは別に監査役会の監査報告を作成した	34 (32)	1.3 (1.3)	31 (28)	1.2 (1.2)	3 (4)	2.6 (4.7)	17 (19)	1.0 (1.2)	17 (13)	1.8 (1.5)
4. 各監査役の監査報告と監査役会の監査報告をすべて纏めて一通の監査報告を作成した	315 (329)	11.9 (13.4)	283 (303)	11.2 (12.8)	29 (26)	25.0 (30.2)	151 (154)	8.8 (9.8)	164 (175)	17.6 (19.7)
5. その他	34 (34)	1.3 (1.4)	24 (24)	0.9 (1.0)	10 (8)	8.6 (9.3)	19 (13)	1.1 (0.8)	15 (21)	1.6 (2.4)
回答社数	2,658 (2,454)		2,534 (2,363)		116 (86)		1,724 (1,567)		934 (887)	

- 「1. 各監査役がそれぞれ監査報告を作成し、それとは別に監査役会の監査報告を作成した」とした会社が全体の 73.1%に上るなど、すべての会社区分で増加した。

問 4-3 貴社で作成した各監査役の監査報告の記載のスタイルは、当協会が作成している「監査報告のひな型」と同様の内容ですか。(問 4-1 で「1. 「監査役会」設置会社である」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 協会の「監査報告のひな型」と概ね同じ内容である	2,474 (2,237)	93.1 (91.2)	2,374 (2,167)	93.7 (91.7)	96 (68)	82.8 (79.1)	1,628 (1,466)	94.4 (93.6)	846 (771)	90.6 (86.9)
2. 協会の「監査報告のひな型」と半分程度同じ内容である	137 (166)	5.2 (6.8)	125 (151)	4.9 (6.4)	12 (15)	10.3 (17.4)	70 (78)	4.1 (5.0)	67 (88)	7.2 (9.9)
3. 協会の「監査報告のひな型」をあまり意識した内容になっていない	47 (51)	1.8 (2.1)	35 (45)	1.4 (1.9)	8 (3)	6.9 (3.5)	26 (23)	1.5 (1.5)	21 (28)	2.2 (3.2)
回答社数	2,658 (2,454)		2,534 (2,363)		116 (86)		1,724 (1,567)		934 (887)	

- ・ 全体の 93.1%が協会のひな型と概ね同じ内容で監査報告を作成している。

問 4-4 貴社で作成した監査役会の監査報告の記載のスタイルは、当協会が作成している「監査報告のひな型」と同様の内容ですか。(問 4-1 で「1. 「監査役会」設置会社である」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 協会の「監査報告のひな型」と概ね同じ内容である	2,529 (2,303)	95.1 (93.8)	2,424 (2,231)	95.7 (94.4)	101 (70)	87.1 (81.4)	1,656 (1,497)	96.1 (95.5)	873 (806)	93.5 (90.9)
2. 協会の「監査報告のひな型」と半分程度同じ内容である	113 (131)	4.3 (5.3)	102 (117)	4.0 (5.0)	11 (14)	9.5 (16.3)	63 (63)	3.7 (4.0)	50 (68)	5.4 (7.7)
3. 協会の「監査報告のひな型」をあまり意識した内容になっていない	16 (20)	0.6 (0.8)	8 (15)	0.3 (0.6)	4 (2)	3.4 (2.3)	5 (7)	0.3 (0.4)	11 (13)	1.2 (1.5)
回答社数	2,658 (2,454)		2,534 (2,363)		116 (86)		1,724 (1,567)		934 (887)	

- ・ すべての会社区分において、「1. 協会の「監査報告のひな型」と概ね同じ内容である」の割合が、前問(問 4-3 各監査役の監査報告のスタイル)における「1. 協会の「監査報告のひな型」と概ね同じ内容である」の割合より若干多い。各監査役の監査報告においては、より各自の個性に委ねて記載されたようである。

問 4-5 監査役会の監査報告において、監査役の個別意見の付記(会社法施行規則第 130 条第 2 項、会社計算規則第 156 条第 2 項)はありましたか。

(問 4-1 で「1. 「監査役会」設置会社である」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. あった	32 (20)	1.2 (0.8)	32 (19)	1.3 (0.8)	0 (1)	0.0 (1.2)	16 (11)	0.9 (0.7)	16 (9)	1.7 (1.0)
2. なかった	2,626 (2,434)	98.8 (99.2)	2,502 (2,344)	98.7 (99.2)	116 (85)	100.0 (98.8)	1,708 (1,556)	99.1 (99.3)	918 (878)	98.3 (99.0)
回答社数	2,658 (2,454)		2,534 (2,363)		116 (86)		1,724 (1,567)		934 (887)	

- ・ 全体の 98.8%の会社が「2. なかった」としている。個別意見を付記するケースは 1.2%と稀ではあるが、個別意見の付記があった会社としてはこの指摘にどう対処するかが大きな課題である。

問 4-6 会社法により、監査報告作成のための監査役会は、現に一堂に会して会議を開催する方法のほかに、「情報の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法」（開催場所を設定せずに、意見交換の全てをテレビ、電話、インターネット等を通じた方式により行う方法）で審議することも可能な旨、明記されました（会社法施行規則第 130 条第 3 項、会社計算規則第 156 条第 3 項）。

貴社では、監査報告作成のための監査役会は、どのように行いましたか。

（問 4-1 で「1. 「監査役会」設置会社である」と回答した会社のみ集計）

（カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 現に一堂に会して監査役会を開催した(テレビ、電話、インターネット等を通じた方法による出席者はなかった)	2,506 (2,302)	94.3 (93.8)	2,393 (2,219)	94.4 (93.9)	105 (78)	90.5 (90.7)	1,639 (1,482)	95.1 (94.6)	867 (820)	92.8 (92.4)
2. 現に一堂に会して監査役会を開催した(監査役の一部が、テレビ、電話、インターネット等を通じた方法により出席した)	90 (92)	3.4 (3.7)	85 (89)	3.4 (3.8)	5 (3)	4.3 (3.5)	57 (59)	3.3 (3.8)	33 (33)	3.5 (3.7)
3. 開催場所を設定することなく、意見交換の全てをテレビ、電話、インターネット等を通じた方法により審議した	62 (60)	2.3 (2.4)	56 (55)	2.2 (2.3)	6 (5)	5.2 (5.8)	28 (26)	1.6 (1.7)	34 (34)	3.6 (3.8)
回答社数	2,658 (2,454)		2,534 (2,363)		116 (86)		1,724 (1,567)		934 (887)	

- ・ 「1. 現に一堂に会して監査役会を開催した」とした会社が 94.3%を占めており、会社法の規定に関わらず、一堂に会して開催する方法がなお一般的であるといえる。
- ・ 「大会社」及び「上場会社」においても 9 割超が一堂に会して監査役会を開催しており、規模や上場の有無には左右されないこともうかがえる。

問 4-7 直近の定時株主総会に向けた期末監査対応において、貴社では明示的に会社法施行規則第 132 条にいう特定監査役を選定しましたか（特定監査役を選定するという行為を現に行ったか否か）。

（問 4-1 で「1. 「監査役会」設置会社である」と回答した会社のみ集計）

（カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 選定した	1,285 (1,204)	48.3 (49.1)	1,242 (1,175)	49.0 (49.7)	38 (26)	32.8 (30.2)	879 (820)	51.0 (52.3)	406 (384)	43.5 (43.3)
2. 選定しなかった	1,373 (1,250)	51.7 (50.9)	1,292 (1,188)	51.0 (50.3)	78 (60)	67.2 (69.8)	845 (747)	49.0 (47.7)	528 (503)	56.5 (56.7)
回答社数	2,658 (2,454)		2,534 (2,363)		116 (86)		1,724 (1,567)		934 (887)	

- ・ 「1. 選定した」とした会社が全体の 48.3%にとどまった。

問 4-8 直近の定時株主総会に向けた期末監査対応において、貴社では明示的に会社法施行規則第 132 条にいう特定取締役を選定しましたか（特定取締役を選定するという行為を現に行ったか否か）。

（問 4-1 で「1. 「監査役会」設置会社である」と回答した会社のみ集計）

（カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 選定した	558 (516)	21.0 (21.0)	538 (502)	21.2 (21.2)	19 (12)	16.4 (14.0)	387 (372)	22.4 (23.7)	171 (144)	18.3 (16.2)
2. 選定しなかった	2,100 (1,938)	79.0 (79.0)	1,996 (1,861)	78.8 (78.8)	97 (74)	83.6 (86.0)	1,337 (1,195)	77.6 (76.3)	763 (743)	81.7 (83.8)
回答社数	2,658 (2,454)		2,534 (2,363)		116 (86)		1,724 (1,567)		934 (887)	

- ・ 特定監査役については全体の 48.3%が「選定した」としたが、特定取締役については、「1. 選定した」とした会社は全体の 21.0%にとどまっている。

問 5 事業報告

問 5-1 会社法により、公開会社については、その事業報告において、「監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実」（会社法施行規則第 121 条第 8 号）を記載することが求められました。貴社では、この記載を行いましたか。（公開会社のみ回答）

（カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果）

	全体(公開会社)		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 1 名について、記載した	694 (558)	35.4 (31.0)	646 (528)	34.7 (31.1)	48 (30)	46.6 (30.0)	632 (516)	35.9 (32.0)	62 (42)	30.7 (22.8)
2. 2 名について、記載した	333 (260)	17.0 (14.5)	322 (253)	17.3 (14.9)	11 (7)	10.7 (7.0)	313 (246)	17.8 (15.2)	20 (14)	9.9 (7.6)
3. 3 名(以上)について、記載した	167 (151)	8.5 (8.4)	165 (147)	8.9 (8.7)	2 (4)	1.9 (4.0)	153 (140)	8.7 (8.7)	14 (11)	6.9 (6.0)
4. 記載しなかった	769 (829)	39.2 (46.1)	727 (770)	39.1 (45.3)	42 (59)	40.8 (59.0)	663 (712)	37.6 (44.1)	106 (117)	52.5 (63.6)
回答社数	1,963 (1,798)		1,860 (1,698)		103 (100)		1,761 (1,614)		202 (184)	

- ・ 記載した会社が 60.8%あり、すべての会社区分において「4. 記載しなかった」とした割合が減少した。

問 5-2-1 貴社は「取締役会設置会社」ですか。

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 「取締役会設置会社」である	3,162 (2,984)	99.5 (99.1)	2,673 (2,483)	99.7 (99.5)	475 (494)	98.3 (97.6)	1,764 (1,616)	99.9 (99.9)	1,398 (1,368)	99.0 (98.2)
2. 「取締役会設置会社」ではない	15 (27)	0.5 (0.9)	7 (13)	0.3 (0.5)	8 (12)	1.7 (2.4)	1 (2)	0.1 (0.1)	14 (25)	1.0 (1.8)
回答社数	3,177 (3,011)		2,680 (2,496)		483 (506)		1,765 (1,618)		1,412 (1,393)	

問 5-2-2 会社法により、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（以下、「計算書類等」という）は、監査を受けたものについて取締役会の承認を受けなければならない旨、明確化されました(会社法第 436 条第 3 項)。

一方、会社実務においては、計算書類等を監査役（会計監査人設置会社においては、会計監査人を含む）に送付する前に、取締役会において一旦決議（＝会社法では要請されない任意の取締役会決議）を行うケースも見られます。

貴社では、計算書類等が監査役（会計監査人設置会社においては、会計監査人を含む）に提出される前に、計算書類等について取締役会決議を行いましたか。

(問 5-2-1 で「1. 「取締役会設置会社」である」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 行った	1,560 (1,493)	49.3 (50.0)	1,328 (1,261)	49.7 (50.8)	226 (229)	47.6 (46.4)	913 (858)	51.8 (53.1)	647 (635)	46.3 (46.4)
2. 行わなかった	1,602 (1,491)	50.7 (50.0)	1,345 (1,222)	50.3 (49.2)	249 (265)	52.4 (53.6)	851 (758)	48.2 (46.9)	751 (733)	53.7 (53.6)
回答社数	3,162 (2,984)		2,673 (2,483)		475 (494)		1,764 (1,616)		1,398 (1,368)	

- ・ 事前に任意の取締役会決議を行った会社とそうでない会社とが約半数ずつに分かれている。

問 6 内部統制システムに係る監査の実施基準

問 6-1 当協会は、昨年 4 月 5 日、「内部統制システムに係る監査の実施基準」を制定しました。貴社では、これに相当する、監査役による内部統制システム監査のための実施基準を制定していますか。

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 制定している	1,351 (950)	42.5 (31.6)	1,268 (881)	47.3 (35.3)	81 (68)	16.8 (13.4)	878 (601)	49.7 (37.1)	473 (349)	33.5 (25.1)
2. 現在は制定していないが、今後制定する予定	1,087 (1,446)	34.2 (48.0)	822 (1,130)	30.7 (45.3)	260 (310)	53.8 (61.3)	561 (769)	31.8 (47.5)	526 (677)	37.3 (48.6)
3. 現在は制定しておらず、今後も制定する予定はない	739 (615)	23.3 (20.4)	590 (485)	22.0 (19.4)	142 (128)	29.4 (25.3)	326 (248)	18.5 (15.3)	413 (367)	29.2 (26.3)
回答社数	3,177 (3,011)		2,680 (2,496)		483 (506)		1,765 (1,618)		1,412 (1,393)	

・ 全体では「1. 制定している」とした会社が最も多く（昨年比 10.9 ポイント増）、各社における基準の整備が進んでいる。

問 6-2 貴社の「内部統制システムに係る監査の実施基準」は、日本監査役協会が策定している「内部統制システムに係る監査の実施基準」と同様の内容ですか。

(問 6-1 で「1. 制定している」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 協会が策定したものと概ね同じ内容である	1,208 (843)	89.4 (88.7)	1,136 (786)	89.6 (89.2)	70 (56)	86.4 (82.4)	808 (556)	92.0 (92.5)	400 (287)	84.6 (82.2)
2. 協会が策定したものと半分程度同じ内容である	102 (82)	7.5 (8.6)	93 (74)	7.3 (8.4)	9 (8)	11.1 (11.8)	54 (36)	6.2 (6.0)	48 (46)	10.1 (13.2)
3. 協会が策定したものをあまり意識した内容になっていない	41 (25)	3.0 (2.6)	39 (21)	3.1 (2.4)	2 (4)	2.5 (5.9)	16 (9)	1.8 (1.5)	25 (16)	5.3 (4.6)
回答社数	1,351 (950)		1,268 (881)		81 (68)		878 (601)		473 (349)	

問 7 内部統制システムに係る取締役会決議（大会社のみ集計）

問 7-1 前々回の定時株主総会終結時から直近の定時株主総会までの 1 年間において、内部統制システムに係る取締役会決議について、見直しの決議を行いましたか。

(カッコ内は平成 19 年 7 月実施の運用実態調査結果)

	全体		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 行った	1,378 (1,007)	51.4 (31.4)	1,006 (643)	59.4 (33.3)	372 (363)	37.7 (28.5)
2. 行わなかった	1,302 (2,171)	48.6 (67.7)	687 (1,272)	40.6 (65.9)	615 (896)	62.3 (70.4)
回答社数	2,680 (3,207)		1,693 (1,930)		987 (1,273)	

問 7-2 貴社において見直した項目にはどのようなものがありますか。(複数回答可)

(問 7-1 で「1. 行った」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 7 月実施の運用実態調査結果)

	全体		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	567 (581)	41.1 (57.7)	394 (347)	39.2 (54.0)	173 (233)	46.5 (64.2)
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	334 (463)	24.2 (46.0)	211 (261)	21.0 (40.6)	123 (201)	33.1 (55.4)
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制	533 (609)	38.7 (60.5)	359 (385)	35.7 (59.9)	174 (223)	46.8 (61.4)
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制	373 (489)	27.1 (48.6)	243 (288)	24.2 (44.8)	130 (200)	34.9 (55.1)
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	362 (464)	26.3 (46.1)	244 (279)	24.3 (43.4)	118 (184)	31.7 (50.7)
6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制	451 (452)	32.7 (44.9)	318 (283)	31.6 (44.0)	133 (168)	35.8 (46.3)
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項	210 (382)	15.2 (37.9)	138 (227)	13.7 (35.3)	72 (154)	19.4 (42.4)
8. 上記 7 の使用人の取締役からの独立性に関する事項	155 (311)	11.2 (30.9)	103 (180)	10.2 (28.0)	52 (130)	14.0 (35.8)
9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制	246 (383)	17.9 (38.0)	164 (220)	16.3 (34.2)	82 (162)	22.0 (44.6)
10. 上記 7～9 のほか、監査役の監査が実効的に行われる事を確保するための体制	212 (318)	15.4 (31.6)	132 (188)	13.1 (29.2)	80 (129)	21.5 (35.5)
11. 財務報告の適正性を確保するための体制	493 (197)	35.8 (19.6)	407 (129)	40.5 (20.1)	86 (68)	23.1 (18.7)
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方	641 (-)	46.5 (-)	550 (-)	54.7 (-)	91 (-)	24.5 (-)
13. 企業理念・企業統治に関する考え方	144 (183)	10.4 (18.2)	108 (107)	10.7 (16.6)	36 (76)	9.7 (20.9)
14. その他	148 (85)	10.7 (8.4)	93 (62)	9.2 (9.6)	55 (23)	14.8 (6.3)
回答社数	1,378 (1,007)		1,006 (643)		372 (363)	

- ・ 「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」について見直した会社が最も多く、46.5%と約半数に上った。また、財務報告の適正性を確保するための体制について見直した会社が 35.8%あった。

問 8 会社の支配に関する基本方針

問 8-1 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」という）を定めていますか。

（カッコ内は平成 19 年 7 月実施の運用実態調査結果）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 定めている	649 (303)	20.4 (7.8)	607 (298)	22.6 (9.3)	39 (3)	8.1 (0.5)	506 (276)	28.7 (13.6)	143 (27)	10.1 (1.5)
2. 定めていない	2,528 (3,512)	79.6 (90.6)	2,073 (2,873)	77.4 (89.6)	444 (610)	91.9 (96.8)	1,259 (1,726)	71.3 (85.2)	1,269 (1,780)	89.9 (96.7)
回答社数	3,177 (3,876)		2,680 (3,207)		483 (630)		1,765 (2,026)		1,412 (1,841)	

- 基本方針を定めている会社は全体の 20.4%あり、上場会社では 28.7%あった。

問 8-2 貴社では、買収防衛策の導入または発動・不発動の判断をするための取締役会の諮問機関として、経営陣から独立した第三者による委員会（以下、「独立委員会」という）を設置していますか。

（問 8-1 で「1. 定めている」と回答した会社のみ集計）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%								
1. 設置している	305	47.0	304	50.1	1	2.6	305	60.3	0	0.0
2. 設置していない	344	53.0	303	49.9	38	97.4	201	39.7	143	100.0
回答社数	649		607		39		506		143	

- 独立委員会を設置している会社は 47.0%であり、約半数に上った。
- 独立委員会の設置状況については、会社規模、上場の有無で大きく異なっている。基本方針を定めている会社のうち、大会社及び上場会社では半数以上（それぞれ 50.1%、60.3%）が独立委員会を設置しているが、大会社以外では 1 社のみが設置し、非上場会社ではすべての会社が設置していない。

問 8-3 貴社では、監査役は独立委員会のメンバーになっていますか。（複数回答可）

（問 8-2 で「1. 設置している」と回答した会社のみ集計）

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 社外監査役がメンバーになっている	239	78.4	238	78.3	1	100.0	239	78.4	0	0.0
2. 社内監査役がメンバーになっている	3	1.0	3	1.0	0	0.0	3	1.0	0	0.0
3. 監査役はメンバーになっていない	67	22.0	67	22.0	0	0.0	67	22.0	0	0.0
回答社数	305		304		1		305		0	

- 独立委員会を設置している会社のうち、監査役が独立委員会のメンバーになっていない会社は 22.0%にとどまっており、約 8 割の会社で監査役が独立委員会のメンバーに加わっている。

問 9 定款変更等

問 9-1 貴社では、直近の定時株主総会終結時まで、以下に掲げる定款変更を行いましたか。(複数回答可)
(今までに変更済みのものを全て選択)

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 取締役解任決議の要件加重(会社法第 341 条)	250 (362)	7.9 (12.0)	208 (302)	7.8 (12.1)	42 (59)	8.7 (11.7)	152 (190)	8.6 (11.7)	98 (172)	6.9 (12.3)
2. 書面による取締役会決議の導入(会社法第 370 条)	1,846 (2,129)	58.1 (70.7)	1,624 (1,837)	60.6 (73.6)	216 (288)	44.7 (56.9)	1,162 (1,273)	65.8 (78.7)	684 (856)	48.4 (61.5)
3. 取締役(会)限りでの取締役の責任免除(会社法第 426 条)	860 (936)	27.1 (31.1)	746 (802)	27.8 (32.1)	114 (133)	23.6 (26.3)	606 (614)	34.3 (37.9)	254 (322)	18.0 (23.1)
4. 取締役(会)限りでの監査役の責任免除(会社法第 426 条)	854 (939)	26.9 (31.2)	740 (805)	27.6 (32.3)	114 (133)	23.6 (26.3)	601 (621)	34.1 (38.4)	253 (318)	17.9 (22.8)
5. 社外取締役との責任限定契約(会社法第 427 条)	986 (978)	31.0 (32.5)	876 (868)	32.7 (34.8)	107 (109)	22.2 (21.5)	725 (696)	41.1 (43.0)	261 (282)	18.5 (20.2)
6. 社外監査役との責任限定契約(会社法第 427 条)	1,317 (1,319)	41.5 (43.8)	1,175 (1,182)	43.8 (47.4)	139 (134)	28.8 (26.5)	1,003 (987)	56.8 (61.0)	314 (332)	22.2 (23.8)
7. 会計監査人との責任限定契約(会社法第 427 条)	305 (306)	9.6 (10.2)	283 (280)	10.6 (11.2)	21 (26)	4.3 (5.1)	212 (203)	12.0 (12.5)	93 (103)	6.6 (7.4)
8. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定め(会社法第 459 条)	674 (717)	21.2 (23.8)	609 (651)	22.7 (26.1)	64 (65)	13.3 (12.8)	467 (401)	26.5 (24.8)	207 (256)	14.7 (18.4)
9. 総会参考書類等の Web 開示(会社法施行規則第 94 条、第 133 条第 3 項以下、会社計算規則第 161 条第 4 項以下、第 162 条第 4 項以下)	1,237 (1,353)	38.9 (44.9)	1,165 (1,275)	43.5 (51.1)	70 (78)	14.5 (15.4)	1,121 (1,199)	63.5 (74.1)	116 (154)	8.2 (11.1)
回答社数	3,177 (3,011)		2,680 (2,496)		483 (506)		1,765 (1,618)		1,412 (1,393)	

- ・ 「2. 書面による取締役会決議の導入」について全体の 58.1%の会社が、「9. 総会参考書類等の Web 開示」について全体の 38.9%の会社が定款変更を行っている。
- ・ 「7. 会計監査人との責任限定契約」に関しては、会計監査人の設置を義務付けられている大会社の 10.6%が定款変更を行っている。

問 9-2 定款変更後、実際に、社外監査役との責任限定契約を締結しましたか。または、締結する予定はありますか。(複数回答可) (問 9-1 で「6. 社外監査役との責任限定契約」を選択した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 「常勤社外監査役」と責任限定契約を締結した (する予定である)	302 (303)	22.9 (23.0)	256 (263)	21.8 (22.3)	45 (39)	32.4 (29.1)	230 (231)	22.9 (23.4)	72 (72)	22.9 (21.7)
2. 「非常勤社外監査役」と責任限定契約を締結した (する予定である)	1,012 (962)	76.8 (72.9)	912 (878)	77.6 (74.3)	97 (82)	69.8 (61.2)	813 (755)	81.1 (76.5)	199 (207)	63.4 (62.3)
3. 社外監査役と責任限定契約を締結していない (する予定はない)	270 (320)	20.5 (24.3)	233 (279)	19.8 (23.6)	37 (41)	26.6 (30.6)	166 (209)	16.6 (21.2)	104 (111)	33.1 (33.4)
回答社数	1,317 (1,319)		1,175 (1,182)		139 (134)		1,003 (987)		314 (332)	

- ・ 定款変更を行った会社のうち、「3. 社外監査役と責任限定契約を締結していない」会社は 20.5%であり、実際に常勤又は非常勤の社外監査役と責任限定契約を締結した会社は、全体の 79.5%に及ぶ。
- ・ 実際に「2. 非常勤社外監査役と責任限定契約を締結した」会社は全体の 76.8%を占めるが、「1. 常勤社外監査役と責任限定契約を締結した」会社は全体の 22.9%に過ぎない。これは、常勤社外監査役が少ないことが影響していると思われる。
(問 1-1 参照)

問 9-3 定款変更後、実際に、会計監査人と責任限定契約を締結しましたか。または、締結する予定はありますか。(問 9-1 で「7. 会計監査人との責任限定契約」を選択した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 会計監査人と責任限定契約を締結した (する予定である)	210 (200)	68.9 (65.4)	192 (180)	67.8 (64.3)	17 (20)	81.0 (76.9)	149 (135)	70.3 (66.5)	61 (65)	65.6 (63.1)
2. 会計監査人と責任限定契約を締結していない (する予定はない)	95 (106)	31.1 (34.6)	91 (100)	32.2 (35.7)	4 (6)	19.0 (23.1)	63 (68)	29.7 (33.5)	32 (38)	34.4 (36.9)
回答社数	305 (306)		283 (280)		21 (26)		212 (203)		93 (103)	

- ・ 定款変更を行った会社のうち、実際に「1. 会計監査人と責任限定契約を締結した」会社は 68.9%ある。
- ・ すべての会社区分で実際に「1. 会計監査人と責任限定契約を締結した」会社の割合が増加している。

問 9-4 定款変更後、直近の定時株主総会において、実際に、Web 開示による提供書類の一部省略を行いましたか。(問 9-1 で「9. 総会参考書類の Web 開示」を選択した会のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 行った	123 (143)	9.9 (10.6)	118 (137)	10.1 (10.7)	4 (6)	5.7 (7.7)	113 (133)	10.1 (11.1)	10 (10)	8.6 (6.5)
2. 行わなかった	1,114 (1,210)	90.1 (89.4)	1,047 (1,138)	89.9 (89.3)	66 (72)	94.3 (92.3)	1,008 (1,066)	89.9 (88.9)	106 (144)	91.4 (93.5)
回答社数	1,237 (1,353)		1,165 (1,275)		70 (78)		1,121 (1,199)		116 (154)	

- ・ 定款変更を行った会社のうち、実際に Web 開示したのは 9.9%にとどまる。

問 10 連結計算書類

問 10-1 貴社は連結計算書類作成会社ですか。

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. はい	1,703 (1,565)	53.6 (52.0)	1,537 (1,374)	87.1 (84.9)	166 (191)	11.8 (13.7)
2. いいえ	1,474 (1,446)	46.4 (48.0)	228 (244)	12.9 (15.1)	1,246 (1,202)	88.2 (86.3)
回答社数	3,177 (3,011)		1,765 (1,618)		1,412 (1,393)	

問 10-2 取締役から監査役及び会計監査人への計算書類の提出時期についてご回答ください。

(問 10-1 で「1. はい」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 個別の計算書類と連結計算書類は、同時に提出された	1,256 (1,119)	73.8 (71.5)	1,145 (1,001)	74.5 (72.9)	111 (118)	66.9 (61.8)
2. 連結計算書類のほうが、個別の計算書類よりも遅れて提出された	438 (444)	25.7 (28.4)	388 (372)	25.2 (27.1)	50 (72)	30.1 (37.7)
3. 個別の計算書類のほうが、連結計算書類よりも遅れて提出された	9 (2)	0.5 (0.1)	4 (1)	0.3 (0.1)	5 (1)	3.0 (0.5)
回答社数	1,703 (1,565)		1,537 (1,374)		166 (191)	

- ・ 「1. 個別の計算書類と連結計算書類は、同時に提出された」は、昨年より 2.3 ポイント増の 73.8%を占めている。個別・連結同時に計算書類を作成する傾向が昨年に引き続き強まっている。

問 10-3 会計監査人から監査役への会計監査人監査報告の提出時期についてご回答ください。

(問 10-1 で「1. はい」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 「個別計算書類の会計監査人監査報告」と「連結計算書類に係る会計監査人監査報告」は、同時に提出された	1,665 (1,495)	97.8 (95.5)	1,511 (1,334)	98.3 (97.1)	154 (161)	92.8 (84.3)
うち、問 10-2 で 1. と回答した会社	1,251 (1,108)	75.1 (74.1)	1,142 (995)	75.6 (74.6)	109 (113)	70.8 (70.2)
うち、問 10-2 で 2. と回答した会社	406 (385)	24.4 (25.8)	365 (338)	24.2 (25.3)	41 (47)	26.6 (29.2)
うち、問 10-2 で 3. と回答した会社	8 (2)	0.5 (0.1)	4 (1)	0.3 (0.1)	4 (1)	2.6 (0.6)
2. 「連結計算書類に係る会計監査人監査報告」のほうが、「個別計算書類の会計監査人監査報告」よりも遅れて提出された	35 (68)	2.1 (4.3)	25 (40)	1.6 (2.9)	10 (28)	6.0 (14.7)
うち、問 10-2 で 1. と回答した会社	4 (9)	11.4 (13.2)	2 (6)	8.0 (15.0)	2 (3)	20.0 (10.7)
うち、問 10-2 で 2. と回答した会社	31 (59)	88.6 (86.8)	23 (34)	92.0 (85.0)	8 (25)	80.0 (89.3)
うち、問 10-2 で 3. と回答した会社	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
3. 「個別計算書類の会計監査人監査報告」のほうが「連結計算書類に係る会計監査人監査報告」よりも遅れて提出された	3 (2)	0.1 (0.1)	1 (0)	0.1 (0.0)	2 (2)	1.0 (1.0)
うち、問 10-2 で 1. と回答した会社	1 (2)	33.3 (100.0)	1 (0)	100.0 (0.0)	0 (2)	100.0 (100.0)
うち、問 10-2 で 2. と回答した会社	1 (0)	33.3 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	1 (0)	50.0 (0.0)
うち、問 10-2 で 3. と回答した会社	1 (0)	33.3 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	1 (0)	50.0 (0.0)
回答社数	1,703 (1,565)		1,537 (1,374)		166 (191)	

- ・ 「1. 「個別の計算書類の会計監査人監査報告書」と「連結計算書類に係る会計監査人監査報告書」は、同時に提出された」は、昨年より 2.3 ポイント増の 97.8%を占めている。
- ・ 「取締役から監査役会及び会計監査人への計算書類の提出」について、個別・連結同時に提出している会社は 73.8%だが、「会計監査人から監査役会への会計監査人監査報告書の提出」については 97.8%の会社において個別・連結同時に提出されていることから、計算書類の監査にかかるスケジュール管理に関し、会計監査人の努力の跡がうかがえる。

問 10-4 貴社では、監査役（会）監査報告につき、個別と連結を纏めて作成しましたか、別々に作成しましたか。（問 10-1 で「1. はい」と回答した会社のみ集計）

（カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果）

	全体		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 個別・連結を纏めて作成した	1,516 (1,246)	89.0 (79.6)	1,376 (1,102)	89.5 (80.2)	140 (144)	84.3 (75.4)
2. 個別・連結を別々に作成した	187 (319)	11.0 (20.4)	161 (272)	10.5 (19.8)	26 (47)	15.7 (24.6)
回答社数	1,703 (1,565)		1,537 (1,374)		166 (191)	

- ・ 全体の 89.0%（昨年比 9.4 ポイント増）が「1. 個別・連結を纏めて作成した」としており、約 9 割の会社が協会のひな型に沿った作成方法を採用している。

問 10-5 株主総会における連結計算書類の監査結果の報告は、どのように行いましたか。（問 10-1 で「1. はい」と回答した会社のみ集計）

（カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果）

	全体		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 監査役が会計監査人の監査結果と監査役(会)の監査結果の両方について口頭報告し、別途、取締役(議長など)から監査役の口頭報告のとおりである旨の口頭報告があった	1,074 (929)	63.1 (59.4)	994 (848)	64.7 (61.7)	80 (81)	48.2 (42.4)
2. 監査役が会計監査人の監査結果と監査役(会)の監査結果の両方について口頭報告し、取締役(議長など)からは何ら口頭報告がなかった	277 (258)	16.3 (16.5)	246 (225)	16.0 (16.4)	31 (33)	18.7 (17.3)
3. 監査役が監査役(会)の監査結果についてのみ口頭報告し、取締役(議長など)からは会計監査人の監査結果のほか、監査役(会)の監査結果については監査役の口頭報告のとおりである旨の口頭報告があった	193 (193)	11.3 (12.3)	180 (176)	11.7 (12.8)	13 (17)	7.8 (8.9)
4. 監査役が監査役(会)の監査結果についてのみ口頭報告し、取締役(議長など)からは、会計監査人の監査結果についてのみ口頭報告があった	91 (112)	5.3 (7.2)	77 (89)	5.0 (6.5)	14 (23)	8.4 (12.0)
5. 監査役からは口頭報告は行わず、取締役(議長など)から会計監査人の監査結果と監査役(会)の監査結果の両方について口頭報告があった	38 (28)	2.2 (1.8)	24 (16)	1.6 (1.2)	14 (12)	8.4 (6.3)
6. その他	30 (45)	1.8 (2.9)	16 (20)	1.0 (1.5)	14 (25)	8.4 (13.1)
回答社数	1,703 (1,565)		1,537 (1,374)		166 (191)	

- ・ 連結計算書類の監査結果について口頭報告を行った（選択肢「1.」～「4.」の合計）会社が 96.0%（昨年 95.4%）、会計監査人の監査結果と監査役会の監査結果の両方について株主総会で口頭報告を行った（選択肢「1.」「2.」の合計）会社が 79.4%（昨年 75.9%）と昨年同様、多数を占めている。

問 11 決算短信

問 11-1 貴社は「決算短信」の作成会社ですか。

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%								
1. 作成会社である(連結ベース作成会社)	1,607	50.6	1,563	58.3	44	9.1	1,571	89.0	36	2.5
2. 作成会社である(個別ベース会社)	207	6.5	171	6.4	36	7.5	190	10.8	17	1.2
3. 作成会社ではない	1,363	42.9	946	35.3	403	83.4	4	0.2	1,359	96.2
回答社数	3,177		2,680		483		1,765		1,412	

問 11-2 決算短信は、取締役会に付議されていますか。(連結ベース作成会社は連結公表について、個別ベース作成会社は個別公表について)

(問 11-1 で「1. 作成会社である (連結ベース作成会社)」または
「2. 作成会社である (個別ベース作成会社)」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 7 月実施の運用実態調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 決議事項として付議されている	1,513 (1,693)	83.4 (83.5)	1,450 (1,613)	83.6 (83.6)	63 (72)	78.8 (81.8)	1,472 (1,693)	83.6 (83.5)	41 (0)	77.4 (0.0)
2. 報告事項として付議されている	205 (257)	11.3 (12.7)	194 (246)	11.2 (12.8)	11 (11)	13.8 (12.5)	195 (257)	11.1 (12.7)	10 (0)	18.9 (0.0)
3. 付議されていない	96 (60)	5.3 (2.9)	90 (56)	5.2 (2.9)	6 (4)	7.5 (4.5)	94 (60)	5.3 (2.9)	2 (0)	3.8 (0.0)
回答社数	1,814 (2,026)		1,734 (1,930)		80 (88)		1,761 (2,026)		53 (0)	

- ・ 問 11、12 については、平成 19 年 7 月実施の「2007 年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」と比較した(「月刊監査役」No.534)。
- ・ 「1. 決議事項として付議されている」会社と「2. 報告事項として付議されている」会社の合計が 94.7%に上る。大多数の会社で、何らかの形で取締役会に付議されていることがうかがえる。

問 11-3 貴社は、いつ決算短信を公表しましたか。

(問 11-1 で「1. 作成会社である (連結ベース作成会社)」または
「2. 作成会社である (個別ベース作成会社)」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 7 月実施の運用実態調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 決算期末から20日以内	28 (35)	1.5 (1.7)	26 (32)	1.5 (1.7)	2 (3)	2.5 (3.4)	25 (35)	1.4 (1.7)	3 (0)	5.7 (0.0)
2. 決算期末から30日以内	312 (279)	17.2 (13.8)	308 (277)	17.8 (14.4)	4 (1)	5.0 (1.1)	304 (279)	17.3 (13.8)	8 (0)	15.1 (0.0)
3. 決算期末から45日以内	1,246 (1,090)	68.7 (53.8)	1,184 (1,026)	68.3 (53.1)	62 (58)	77.5 (65.9)	1,216 (1,090)	69.1 (53.8)	30 (0)	56.6 (0.0)
4. 決算期末から55日以内	212 (550)	11.7 (27.2)	201 (530)	11.6 (27.5)	11 (19)	13.8 (21.6)	204 (550)	11.6 (27.2)	8 (0)	15.1 (0.0)
5. 決算期末から56日以後	16 (37)	0.9 (1.8)	15 (33)	0.9 (1.7)	1 (4)	1.3 (4.5)	12 (37)	0.7 (1.8)	4 (0)	7.5 (0.0)
回答社数	1,814 (2,026)		1,734 (1,930)		80 (88)		1,761 (2,026)		53 (0)	

- ・ 「45 日以内」に公表した会社が全体の 87.4% (選択肢 1~3 の合計) に上った。

問 11-4 監査役は決算短信について監査していますか。

(問 11-1 で「1. 作成会社である (連結ベース作成会社)」または
「2. 作成会社である (個別ベース作成会社)」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 7 月実施の運用実態調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 監査している	1,259 (1,636)	69.4 (80.8)	1,206 (1,563)	69.6 (81.0)	53 (66)	66.3 (75.0)	1,221 (1,636)	69.3 (80.8)	38 (0)	71.7 (0.0)
2. 監査していない	555 (362)	30.6 (17.9)	528 (342)	30.4 (17.7)	27 (19)	33.8 (21.6)	540 (362)	30.7 (17.9)	15 (0)	28.3 (0.0)
回答社数	1,814 (2,026)		1,734 (1,930)		80 (88)		1,761 (2,026)		53 (0)	

- ・ 監査実施率が 69.4%と昨年比大幅に減少した (11.4 ポイント減)。決算短信の公表の早期化が一段と進んだことから (問 11-3 参照)、監査役の監査日程にもしわ寄せが及び、十分な時間が確保できなかったことが考えられる。

問 11-5 決算短信の監査内容について(複数回答可)
 (問 11-4 で「1.監査している」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 7 月実施の運用実態調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 決算短信作成の業務プロセスを監査した	425 (535)	33.8 (32.7)	411 (512)	34.1 (32.8)	14 (21)	26.4 (31.8)	413 (535)	33.8 (32.7)	12 (0)	31.6 (0.0)
2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	941 (1,201)	74.7 (73.4)	898 (1,143)	74.5 (73.1)	43 (53)	81.1 (80.3)	914 (1,201)	74.9 (73.4)	27 (0)	71.1 (0.0)
3. 決算短信のうち財務情報を監査した	683 (902)	54.2 (55.1)	651 (853)	54.0 (54.6)	32 (45)	60.4 (68.2)	663 (902)	54.3 (55.1)	20 (0)	52.6 (0.0)
4. 決算短信のうち非財務情報を監査した	719 (850)	57.1 (52.0)	697 (813)	57.8 (52.0)	22 (34)	41.5 (51.5)	705 (850)	57.7 (52.0)	14 (0)	36.8 (0.0)
回答社数	1,259 (1,636)		1,206 (1,563)		53 (66)		1,221 (1,636)		38 (0)	

問 12 有価証券報告書

問12-1 貴社は有価証券報告書作成会社ですか。

(カッコ内は平成 19 年 7 月実施の運用実態調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. はい	1,902 (2,250)	59.9 (58.0)	1,812 (2,130)	67.6 (66.4)	90 (109)	18.6 (17.3)	1,759 (2,012)	99.7 (99.3)	143 (234)	10.1 (12.7)
2. いいえ	1,275 (1,592)	40.1 (41.1)	868 (1,057)	32.4 (33.0)	393 (508)	81.4 (80.6)	6 (6)	0.3 (0.3)	1,269 (1,581)	89.9 (85.9)
回答社数	3,177 (3,876)		2,680 (3,207)		483 (630)		1,765 (2,026)		1,412 (1,841)	

問 12-2 有価証券報告書は、取締役会に付議されていますか。

(問 12-1 で「1.はい」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 7 月実施の運用実態調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 決議事項として付議	(-) (866)	(38.5)	(-) (810)	(38.1)	(-) (48)	(44.0)	(-) (784)	(39.0)	(-) (80)	(34.2)
2. 報告事項として付議	(-) (434)	(19.3)	(-) (401)	(18.8)	(-) (31)	(28.5)	(-) (376)	(18.7)	(-) (57)	(24.4)
3. 付議していない	(-) (854)	(38.0)	(-) (832)	(39.1)	(-) (21)	(19.2)	(-) (768)	(38.1)	(-) (85)	(36.3)
回答社数	(-) (2,250)		(-) (2,130)		(-) (109)		(-) (2,012)		(-) (234)	

- ・ 集計システムの不具合により、本設問の回答についてはデータが集計できませんでした。ご協力いただいた皆様にはご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ありません。深くお詫び申し上げます。

問 12-3 監査役は、有価証券報告書について監査していますか。

(問 12-1 で「1.はい」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 7 月実施の運用実態調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 監査している	1,254 (1,540)	65.9 (68.4)	1,194 (1,451)	65.9 (68.1)	60 (80)	66.7 (73.4)	1,169 (1,391)	66.5 (69.1)	85 (146)	59.4 (62.4)
2. 監査していない	648 (628)	34.1 (27.9)	618 (603)	34.1 (28.3)	30 (25)	33.3 (22.9)	590 (553)	33.5 (27.5)	58 (75)	40.6 (32.1)
回答社数	1,902 (2,250)		1,812 (2,130)		90 (109)		1,759 (2,012)		143 (234)	

- ・ 決算短信ほどではないものの（問 11-4 参照）、有価証券報告書についても監査実施率が 65.9%と昨年比 2.5 ポイント減少した。

問 12-4 有価証券報告書の監査内容について。(複数回答可)

(問 12-3 で「1. 監査している」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 7 月実施の運用実態調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 有価証券報告書作成の業務プロセスを監査した	493 (634)	39.3 (41.2)	473 (604)	39.6 (41.6)	20 (28)	33.3 (35.0)	465 (578)	39.8 (41.6)	28 (54)	32.9 (37.0)
2. 有価証券報告書に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	631 (771)	50.3 (50.1)	592 (726)	49.6 (50.0)	39 (39)	65.0 (48.8)	590 (704)	50.5 (50.6)	41 (66)	48.2 (45.2)
3. 有価証券報告書のうち財務情報を監査した	694 (853)	55.3 (55.4)	653 (794)	54.7 (54.7)	41 (54)	68.3 (67.5)	649 (773)	55.5 (55.6)	45 (78)	52.9 (53.4)
4. 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した	875 (941)	69.8 (61.1)	843 (895)	70.6 (61.7)	32 (41)	53.3 (51.3)	820 (867)	70.1 (62.3)	55 (73)	64.7 (50.0)
回答社数	1,254 (1,540)		1,194 (1,451)		60 (80)		1,169 (1,391)		85 (146)	

問 13 定時株主総会における監査役の報告等

問 13-1 法律上、監査役は、株主総会に提出しようとする議案及び書類等について調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならないと規定されています(会社法 384 条)。貴社では、株主総会において、その調査結果又は監査役の監査結果について、監査役から口頭報告を行いましたか。

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%								
1. 行った	2,592	81.6	2,210	82.5	371	76.8	1,576	89.3	1,016	72.0
2. 行わなかった	585	18.4	470	17.5	112	23.2	189	10.7	396	28.0
回答社数	3,177		2,680		483		1,765		1,412	

- ・ 監査役から口頭報告を行った会社は 81.6%に上った。

問 13-2 監査役による報告の内容はどのようなものでしたか。

(問 13-1 で「1. 行った」と回答した会社のみ集計)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%								
1. 監査役の監査結果について、監査報告書に記載のとおりである旨の口頭報告をし、かつ、株主総会に提出した議案及び書類についての調査結果について口頭報告をした	1,910	73.7	1,645	74.4	259	69.8	1,163	73.8	747	73.5
2. 監査役の監査結果について、上記 1 に加えてより具体的に口頭報告をし、かつ、株主総会に提出した議案及び書類についての調査結果について口頭報告をした	490	18.9	447	20.2	42	11.3	361	22.9	129	12.7
3. 監査役の監査結果について、監査報告書に記載のとおりである旨の口頭報告をしたが、株主総会に提出した議案及び書類についての調査結果については口頭報告しなかった	150	5.8	92	4.2	54	14.6	38	2.4	112	11.0
4. 監査役の監査結果について、上記 1 に加えてより具体的に口頭報告をしたが、株主総会に提出した議案及び書類についての調査結果については口頭報告しなかった	36	1.4	23	1.0	13	3.5	14	0.9	22	2.2
5. 監査役の監査結果については口頭報告しなかったが、株主総会に提出した議案及び書類についての調査結果について口頭報告をした	4	0.2	3	0.1	1	0.3	0	0.0	4	0.4
6. その他	2	0.1	0	0.0	2	0.5	0	0.0	2	0.2
回答社数	2,592		2,210		371		1,576		1,016	

- ・ 法律上、監査役の監査結果について常に株主総会で口頭報告することは求められていないが、大多数の会社では監査役の監査結果について株主総会で口頭報告する実務が定着していることがうかがえる。

問 13-3 監査役による報告はどのように行いましたか。(問 13-1 で「1. 行った」と回答した会社のみ集計)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%								
1. 口頭でのみ報告した	2,387	92.1	2,055	93.0	323	87.1	1,508	95.7	879	86.5
2. 資料等を用いて報告した	205	7.9	155	7.0	48	12.9	68	4.3	137	13.5
回答社数	2,592		2,210		371		1,576		1,016	

- ・ 監査役による口頭報告にあたっては、9 割超の会社が資料等は用いずに、口頭でのみ報告している。

問 13-4 直近の定時株主総会において、監査役に対する質問、あるいは、監査役又は監査に関連した質問がありましたか。

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. あった	109 (117)	3.4 (3.9)	104 (107)	3.9 (4.3)	4 (10)	0.8 (2.0)	99 (101)	5.6 (6.2)	10 (16)	0.7 (1.1)
2. なかった	3,068 (2,894)	96.6 (96.1)	2,576 (2,389)	96.1 (95.7)	479 (496)	99.2 (98.0)	1,666 (1,517)	94.4 (93.8)	1,402 (1,377)	99.3 (98.9)
回答社数	3,177 (3,011)		2,680 (2,496)		483 (506)		1,765 (1,618)		1,412 (1,393)	

問 13-5 株主総会における監査役への質問内容はどのようなものでしたか。(複数回答可)

(問 13-4 で「1. あった」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 重点監査項目について	4 (6)	3.7 (5.1)	4 (5)	3.8 (4.7)	0 (1)	0.0 (10.0)	4 (3)	4.0 (3.0)	0 (3)	0.0 (18.8)
2. 実査・往査について	4 (9)	3.7 (7.7)	4 (8)	3.8 (7.5)	0 (1)	0.0 (10.0)	4 (6)	4.0 (5.9)	0 (3)	0.0 (18.8)
3. 企業集団の監査、子会社の調査について	5 (9)	4.6 (7.7)	5 (9)	4.8 (8.4)	0 (0)	0.0 (0.0)	5 (8)	5.1 (7.9)	0 (1)	0.0 (6.3)
4. 監査体制について	10 (19)	9.2 (16.2)	10 (18)	9.6 (16.8)	0 (1)	0.0 (10.0)	9 (16)	9.1 (15.8)	1 (3)	10.0 (18.8)
5. 取締役会の出席について	10 (8)	9.2 (6.8)	10 (8)	9.6 (7.5)	0 (0)	0.0 (0.0)	10 (8)	10.1 (7.9)	0 (0)	0.0 (0.0)
6. 会計監査人の監査結果について	5 (3)	4.6 (2.6)	5 (3)	4.8 (2.8)	0 (0)	0.0 (0.0)	3 (2)	3.0 (2.0)	2 (1)	20.0 (6.3)
7. 会計監査人について	6 (9)	5.5 (7.7)	5 (9)	4.8 (8.4)	1 (0)	25.0 (0.0)	5 (7)	5.1 (6.9)	1 (2)	10.0 (12.5)
8. 監査役会の運営について	1 (5)	0.9 (4.3)	1 (4)	1.0 (3.7)	0 (1)	0.0 (10.0)	1 (3)	1.0 (3.0)	0 (2)	0.0 (12.5)
9. 社外監査役について	10 (24)	9.2 (20.5)	9 (23)	8.7 (21.5)	1 (1)	25.0 (10.0)	10 (21)	10.1 (20.8)	0 (3)	0.0 (18.8)
10. 監査役の任期・員数・兼任状況について	6 (5)	5.5 (4.3)	6 (4)	5.8 (3.7)	0 (1)	0.0 (10.0)	5 (2)	5.1 (2.0)	1 (3)	10.0 (18.8)
11. 補欠監査役の選任について	5 (1)	4.6 (0.9)	5 (1)	4.8 (0.9)	0 (0)	0.0 (0.0)	5 (1)	5.1 (1.0)	0 (0)	0.0 (0.0)
12. 監査役の監査結果について	15 (19)	13.8 (16.2)	14 (14)	13.5 (13.1)	1 (5)	25.0 (50.0)	15 (13)	15.2 (12.9)	0 (6)	0.0 (37.5)
13. その他	57 (50)	52.3 (42.7)	52 (48)	50.0 (44.9)	4 (2)	100.0 (20.0)	51 (47)	51.5 (46.5)	6 (3)	60.0 (18.8)
回答社数	109 (117)		104 (107)		4 (10)		99 (101)		10 (16)	

- ・ 「9. 社外監査役について」が昨年比 11.3 ポイント減と大きく減少した。
- ・ 「13. その他」が 52.3% で最も多いが、本調査ではその具体的内容については調査していないため、詳細については明らかでない。

問 13-6 監査役に対する質問、あるいは、監査役又は監査に関連した質問に対し、監査役は回答しましたか。
(問 13-4 で「1. あった」と回答した会社のみ集計)

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体		大会		大会以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 監査役が回答した	74 (89)	67.9 (76.1)	71 (82)	68.3 (76.6)	3 (7)	75.0 (70.0)	69 (74)	69.7 (73.3)	5 (15)	50.0 (93.8)
2. 監査役は回答しなかった	35 (28)	32.1 (23.9)	33 (25)	31.7 (23.4)	1 (3)	25.0 (30.0)	30 (27)	30.3 (26.7)	5 (1)	50.0 (6.3)
回答社数	109 (117)		104 (107)		4 (10)		99 (101)		10 (16)	

- ・ 全体の 67.9%が「1. 監査役が回答した」としている。

問 14 定時株主総会後の監査役会の運営
(監査役会設置会社のみ集計)

問 14-1 定時株主総会当日の監査役会は、いつ開催しましたか。

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 株主総会終了後、取締役会開催前に開催	1,095 (1,010)	41.8 (41.2)	1,057 (983)	41.8 (41.6)	31 (25)	36.0 (29.1)	793 (730)	46.1 (46.6)	302 (280)	33.6 (31.6)
2. 株主総会終了後、取締役会終了後に開催	1,254 (1,159)	47.9 (47.2)	1,208 (1,110)	47.8 (47.0)	46 (49)	53.5 (57.0)	779 (682)	45.3 (43.5)	475 (477)	52.8 (53.8)
3. 株主総会終了後、取締役会開催前と終了後に開催	133 (140)	5.1 (5.7)	129 (137)	5.1 (5.8)	3 (2)	3.5 (2.3)	102 (102)	5.9 (6.5)	31 (38)	3.4 (4.3)
4. その他	138 (145)	5.3 (5.9)	132 (133)	5.2 (5.6)	6 (10)	7.0 (11.6)	47 (53)	2.7 (3.4)	91 (92)	10.1 (10.4)
回答社数	2,620 (2,454)		2,526 (2,363)		86 (86)		1,721 (1,567)		899 (887)	

- ・ 定時株主総会当日の監査役会は「2. 株主総会終了後、取締役会終了後」に開催する会社が全体の 47.9%を占めている。ただ、上場会社においては、「1. 株主総会終了後、取締役会開催前」に開催する会社が最も多くなっている (46.1%)。

問 14-2 定時株主総会終了後の監査役会の開催時間はどのくらいですか。(問 14-1 で「3. 株主総会終了後、取締役会開催前と終了後に開催」と回答した会社は、2 回の監査役会の合計時間)

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 10 分未満	304 (255)	11.6 (10.4)	295 (248)	11.7 (10.5)	8 (6)	9.3 (7.0)	177 (142)	10.3 (9.1)	127 (113)	14.1 (12.7)
2. 10 分以上 30 分未満	1,290 (1,257)	49.2 (51.2)	1,248 (1,207)	49.4 (51.1)	38 (48)	44.2 (55.8)	835 (794)	48.5 (50.7)	455 (463)	50.6 (52.2)
3. 30 分以上 1 時間未満	788 (702)	30.1 (28.6)	755 (680)	29.9 (28.8)	31 (21)	36.0 (24.4)	549 (478)	31.9 (30.5)	239 (224)	26.6 (25.3)
4. 1 時間以上 2 時間未満	182 (171)	6.9 (7.0)	176 (167)	7.0 (7.1)	5 (4)	5.8 (4.7)	135 (116)	7.8 (7.4)	47 (55)	5.2 (6.2)
5. 2 時間以上	17 (25)	0.6 (1.0)	16 (25)	0.6 (1.1)	1 (0)	1.2 (0.0)	16 (21)	0.9 (1.3)	1 (4)	0.1 (0.5)
6. まだ開催していない	39 (44)	1.5 (1.8)	36 (36)	1.4 (1.5)	3 (7)	3.5 (8.1)	9 (16)	0.5 (1.0)	30 (28)	3.3 (3.2)
回答社数	2,620 (2,454)		2,526 (2,363)		86 (86)		1,721 (1,567)		899 (887)	

問 14-3 定時株主総会後の監査役会の議事内容はどのようなものですか。(複数回答可)

(カッコ内は平成 19 年 12 月実施の第 8 回調査結果)

	全体		大会社		大会社以外		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 各監査役が受けるべき報酬等の協議	1,957 (1,787)	74.7 (72.8)	1,889 (1,734)	74.8 (73.4)	61 (50)	70.9 (58.1)	1,375 (1,232)	79.9 (78.6)	582 (555)	64.7 (62.6)
2. 各監査役が受けるべき賞与の協議	466 (505)	17.8 (20.6)	457 (494)	18.1 (20.9)	8 (11)	9.3 (12.8)	328 (369)	19.1 (23.5)	138 (136)	15.4 (15.3)
3. 退任監査役に対する退職慰労金の額等	739 (772)	28.2 (31.5)	725 (764)	28.7 (32.3)	12 (6)	14.0 (7.0)	515 (536)	29.9 (34.2)	224 (236)	24.9 (26.6)
4. 常勤監査役の選定	2,149 (2,037)	82.0 (83.0)	2,074 (1,973)	82.1 (83.5)	69 (60)	80.2 (69.8)	1,466 (1,341)	85.2 (85.6)	683 (696)	76.0 (78.5)
5. 議長の選定	1,974 (1,868)	75.3 (76.1)	1,902 (1,816)	75.3 (76.9)	66 (50)	76.7 (58.1)	1,366 (1,243)	79.4 (79.3)	608 (625)	67.6 (70.5)
6. 特定監査役の選定	1,017 (921)	38.8 (37.5)	987 (903)	39.1 (38.2)	25 (16)	29.1 (18.6)	717 (630)	41.7 (40.2)	300 (291)	33.4 (32.8)
7. 監査方針・監査計画・職務分担の決定	1,644 (1,476)	62.7 (60.1)	1,578 (1,420)	62.5 (60.1)	61 (54)	70.9 (62.8)	1,102 (971)	64.0 (62.0)	542 (505)	60.3 (56.9)
8. 監査関係予算の決定	366 (360)	14.0 (14.7)	353 (345)	14.0 (14.6)	12 (14)	14.0 (16.3)	271 (249)	15.7 (15.9)	95 (111)	10.6 (12.5)
9. その他	516 (521)	19.7 (21.2)	493 (495)	19.5 (20.9)	22 (24)	25.6 (27.9)	329 (331)	19.1 (21.1)	187 (190)	20.8 (21.4)
回答社数	2,620 (2,454)		2,526 (2,363)		86 (86)		1,721 (1,567)		899 (887)	

- ・ 「4. 常勤監査役の選定」と回答した会社が全体の 82.0%と最も多く、続いて「5. 議長の選定」が 75.3%、「1. 各監査役が受けるべき報酬等の協議」74.7%、「7. 監査方針・監査計画・職務分担の決定」62.7%となっている。

以上